

今回のご説明の概要（水資源に係るリスク管理）

田代ダム取水抑制案の取水抑制できない状態が継続する場合の対応

- ・第12回地質構造・水資源専門部会（令和5年3月20日）でご説明した、約10年分の河川流量の実測データを用いた検討では、水収支解析で予測した県外流出量と比較して取水抑制するための水量が不足する日はありませんでしたが、リスク管理の観点から取水抑制できない状態が継続する場合の対応について整理しました。
- ・図1にリスク管理フローをお示しします。運用サイクルの②取水抑制量の報告時（③取水抑制の実施前）に取水抑制の実施可否を判断することにより、県外流出量と同量（全量）の抑制をより早く実施することが可能です。

※の箇所では薬液注入（ポストグラウト）の実施も検討する

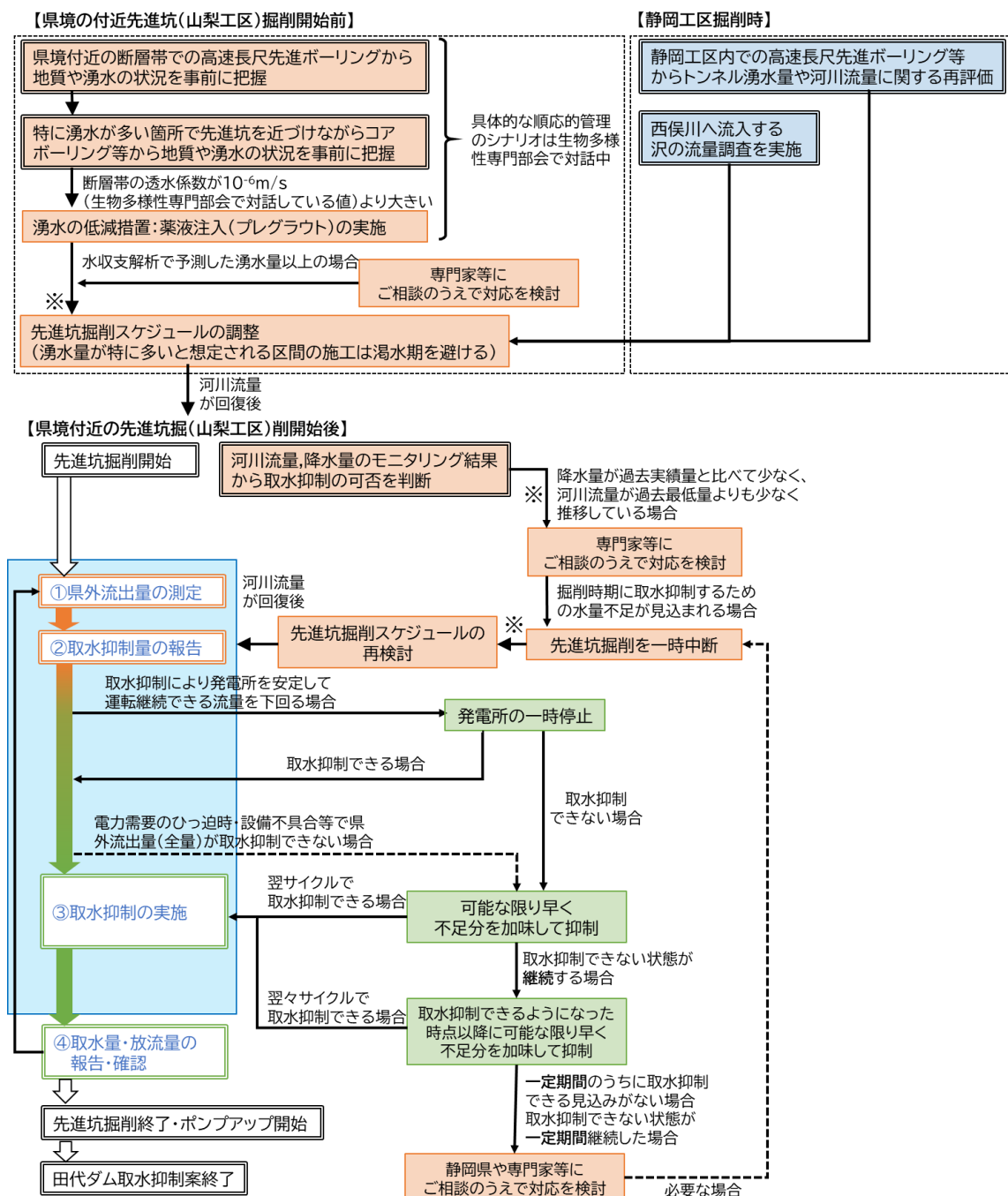


図1 田代ダム取水抑制案における管理フロー

○「一定期間」の考え方

- 田代ダム取水抑制案は1週間毎に取水抑制を実施することを基本として運用し、「①県外流出量の測定」は、1サイクル1週間単位で行います。対象サイクルの県外流出量と同量を取水抑制できない場合には、翌サイクルに不足分を加味して抑制しても、取水抑制できない期間は16日間となります。また、2サイクル連続で取水抑制できない状態が継続した場合には、翌々サイクルに不足分を加味して抑制しても、取水抑制できない期間は23日間となります。さらに、3サイクル連続で取水抑制できない状態が継続した場合には、取水抑制できない期間が30日間となります。（図2）

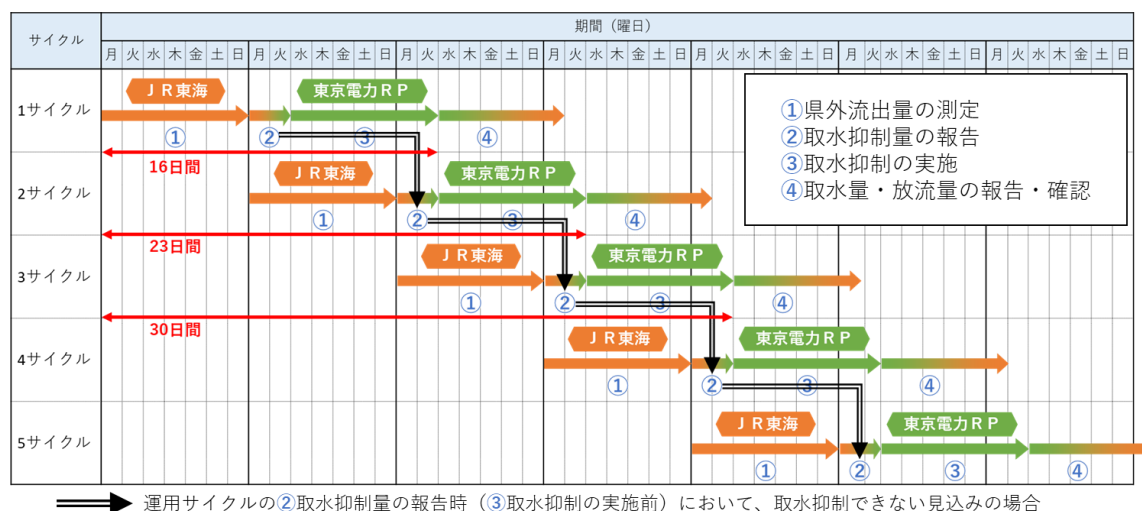


図2 取水抑制できない状態が継続する場合の運用サイクル

- 過去29年分（1997年1月1日～2025年3月31日）の気象庁のアメダス観測データ（静岡市井川地点）では、無降雨期間は概ね30日未満であり、取水抑制できない状態が継続した場合でも、概ね30日のうちに、降雨により河川流量が回復し、取水抑制できるようになると考えられます。
- しかしながら、29年間に7回、30日以上が無降雨期間があったことから、リスク管理の観点から不測の事態を想定して対応を決めておく必要があるため、一定期間のうちに取水抑制できる見込みがない場合の「一定期間」を対象サイクルの県外流出量の測定開始時点から起算した30日としてリスク管理を行います。
- また、取水抑制できない状態が一定期間継続した場合の「一定期間」についても3サイクル連続（30日）として同様にリスク管理を行います。（図3）

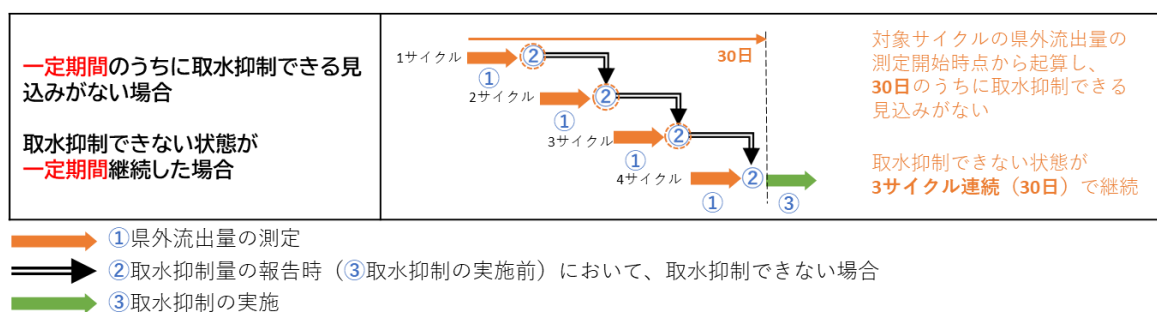


図3 「一定期間」の考え方